

留萌市男女共同参画基本計画

(平成 25 年度～34 年度)



男女共同参画

留 萌 市

はじめに

男女共同参画社会の実現に向けて

社会経済環境が大きく変化する中、国は、全ての個人が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い性別に関りなく、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を重要課題と位置づけ、平成11年「男女共同参画社会基本法」を制定しました。この基本法に基づき、留萌市においても、平成15年2月に「男女平等参画るもいプラン」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少時代の到来と少子高齢化の進展、家族や地域の変化に伴う価値観の多様化、経済の長期的低迷による格差の広がりなど、地域社会を取り巻く環境がさらに変容していく状況にあり、一人ひとりが心豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、より一層、男女共同参画社会の実現が求められています。

この度、「男女平等参画るもいプラン」の計画期間の終了に伴い、こうした変化に対応するため、目標や施策を見直し、「留萌市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後は、行政と市民、事業者、地域団体、関係機関との連携により、男女共同参画の推進を図り、社会全体で支え合い、すべての市民が希望や夢を持って暮らすまちを目指してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたりまして、市民検討会議委員の皆様には熱心にご審議いただき、貴重なご意見をいただきましたことに心より厚くお礼申し上げます。

平成25年2月

留萌市長 高橋 定敏

目次

第1章	計画策定の背景	・・・	1
第2章	計画策定の基本的な考え方	・・・	2
第3章	計画の内容		
	基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の変革	・・・	6
	基本方向1 男女共同参画の啓発の推進	・・・	6
	基本方向2 男女共同の視点に立った教育の推進	・・・	9
	基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識 の浸透	・・・	14
	基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女共同参画 の促進	・・・	18
	基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	・・・	18
	基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援	・・・	20
	基本方向3 就労等の場における男女共同の確保	・・・	28
	基本方向4 農林水産業・自営業における男女共同参画 の推進	・・・	32
	基本方向5 地域社会における男女共同の促進	・・・	33
	基本方向6 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力 の根絶	・・・	37
	基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	・・・	38
	基本方向1 生涯学習の推進	・・・	38
	基本方向2 生涯にわたる健康づくりの推進	・・・	40
	基本方向3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	・・・	45
	基本方向4 相談・支援機能の充実	・・・	49
第4章	総合的な推進		
	① 庁内における推進	・・・	50
	② 国、北海道、他市町村との連携	・・・	50
	③ 市民、団体等との連携	・・・	51
	④ 推進管理	・・・	52

第1章 計画策定の背景

◆計画策定の趣旨

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」は、男女の人権が尊重され、少子高齢化の進展や国際的協調、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目指し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されました。

留萌市では、平成15年2月に策定された「男女平等参画るもいプラン」に基づき、男女が社会の対等な構成員として、すべての人が個性や能力を発揮し、性別による固定的な役割分担意識を解消して、男女が職場・地域・家庭などのあらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、10カ年の計画期間の中で施策を推進してきました。

国では、平成22年12月に閣議決定され、実効性のあるアクションプランとして策定された「第3次男女共同参画基本計画」の中で、女性にとっても男性にとっても生きやすい男女共同参画社会の実現が、国の最重要課題であるとしています。

平成24年度をもって計画期間が終わりを迎える「男女平等参画るもいプラン」の中で展開してきた施策を基盤に、新たな課題も踏まえつつ、男女が互いに認め合い、支え合い、尊重し合う調和のとれた社会形成と、男女がその個性と能力を十分に発揮し社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、一層の推進を図っていくため「留萌市男女共同参画基本計画」を新たに策定するものです。

◆社会情勢と課題

「男女平等参画るもいプラン」では、

1. 男女平等参画の実現に向けた意識の変革
2. 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進
3. 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

の3つを基本目標として、男女平等参画社会の実現に向けて、各施策に取り組んできました。

その結果、男女平等参画に対する社会全体の理解や取組みが少しずつ浸透しつつありますが、今もなお、社会の構図の中では男性を中心とした社会が多く見られ、女性の参画が進んでいない分野もあり、男女共同参画社会の実現には多くの課題があります。

第2章 計画策定の基本的な考え方

◆計画の性格

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく計画として、留萌市における男女共同参画社会の形成促進に関する基本計画とします。
- ・留萌市の総合計画を推進していくための個別計画とします。

◆計画の期間

平成25年度（2013年度）から概ね10年間とします。なお、社会の変化等に応じて必要な見直しを検討していきます。

◆基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、次の基本理念のもと、人権が尊重され、性別に関わりなくともに個性と能力が発揮できる社会を築いていくことを目指します。

1. 男女の人権の尊重（第3条）

男女の個人としての尊厳を重んじるとともに、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として、能力を発揮できるよう配慮されること。

2. 社会における制度または慣行についての配慮（第4条）

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう配慮されること。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定の場に共同して参画できる機会が確保されるよう配慮されること。

4. 家庭生活とその他の活動の両立（第6条）

男女がお互いに協力して家庭を築き、ともに仕事や地域活動等さまざまな活動の両立ができるよう配慮されること。

5. 国際的協調（第7条）

国際社会における男女共同参画の取組みを踏まえながら、男女共同参画社会の形成が行われるよう配慮されること。

◆基本目標

基本理念を踏まえ、次の3つの基本目標を設定して施策を推進していきます。

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画の実現に向けた意識の変革

市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を解消していくための広報啓発活動を推進します。

男女共同参画の視点に立った学習機会や、次代を担う子どもたちの個性を重視し、お互いを認め合う教育を推進します。

男女共同参画の取り組みは、日本だけではなく世界的な規模で進められています。国際的視野を養い、理解を広げていくための交流事業や平和事業を推進していきます。

1. 男女共同参画の啓発の推進
2. 男女共同の視点に立った教育の推進
3. 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透

【基本目標Ⅱ】 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進

社会の様々な分野で、男女が共同して能力を発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

また、男女がともに、家庭生活において家事や子育てを協力し、身近な地域活動やまちづくりに積極的に参画できるよう環境づくりに努めていきます。

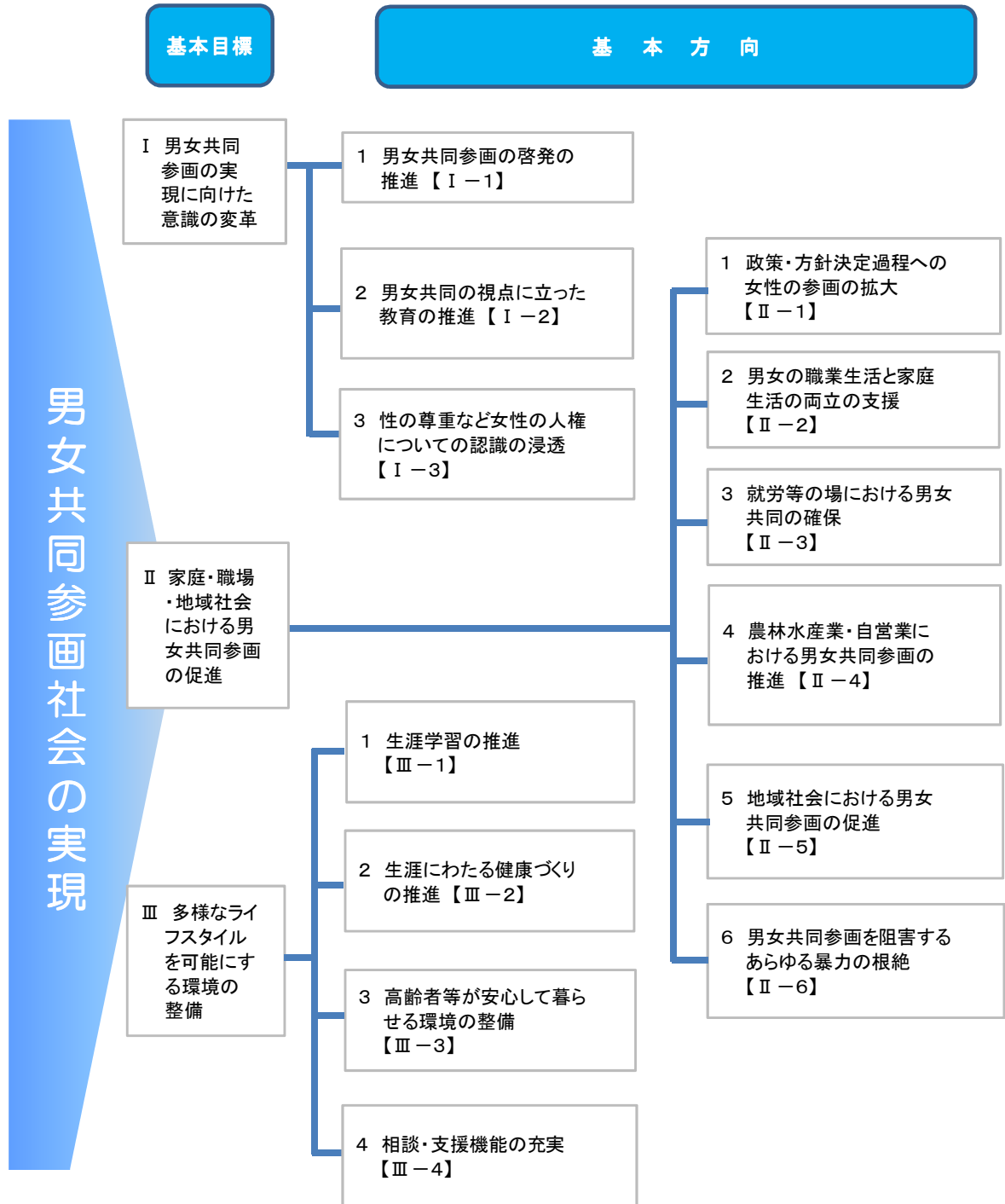
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2. 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援
3. 就労等の場における男女共同の確保
4. 農林水産業・自営業における男女共同参画の推進
5. 地域社会における男女共同の推進
6. 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

【基本目標Ⅲ】 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

男女が様々な分野において平等にその個性と能力を十分に発揮するために、ともに自分にあった生き方を選択し、生涯にわたって健康で充実した人生が可能となるよう、生活上の様々な面における環境の整備に努めていきます。

1. 生涯学習の推進
2. 生涯にわたる健康づくりの推進
3. 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
4. 相談・支援機能の充実

留萌市男女共同参画基本計画 体系図



第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現に向けた意識の変革

◆現状と課題

男女共同参画社会基本法の施行とともに、関連する法律や制度等の整備が進み、様々な分野で活躍する女性が増えてきています。しかし、未だ社会通念や慣習など男女の固定的な性別役割分担意識は根強く残っています。

男女共同参画社会を実現していくためには、固定的な役割分担意識を取り除き、すべての人が性別にかかわらず、個々の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮して生きていくことが大切であり、学校や地域、家庭等における教育や学習が重要な役割を果たします。

男女共同参画の視点に立った表現や情報提供によりその理念を伝え、意識改革を図るための広報啓発活動を推進していく必要があります。

基本方向1 男女共同参画の啓発の推進

市民の男女共同参画に関する理解を深め、性別による固定的な性別役割分担意識を見直していくため、広報・啓発活動と情報提供に努めていきます。

男女がともに男女共同参画の視点に立った学習の機会の提供や、次世代を担う子供たちが、性別にとらわれず、個性を重視し互いを認め合う、男女共同を含む人権を推進します。

各種メディアを活用した男女共同観についての啓発	
事業の内容	
各種メディアを活用して、男女共同観を育成するとともに、家庭における性別役割分担意識を解消し、家事や育児や介護などの家庭生活は家族の共同責任で行うという意識の啓発をしていきます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
FMラジオを利用して啓発活動の実施を行いました。 男女共同参画週間に伴い広報誌へ記事を掲載して啓発を行いました。	広報誌やインターネット、FMラジオなどを活用した啓発活動を行っていきます。

メディアに対する選択と活用に関する能力の育成	
事業の内容	
メディアを主体的に読み解くとともに、自分で考え、自分の意見を発信できる能力の育成を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
女性の能力を発揮する機会の拡充のため、審議会等への登用など積極的に取り組みました。	女性の審議会等への登用など積極的に取り組み、能力を発揮する機会の拡充や、能力の育成に努めます。

男女共同の視点に立った表現の配慮	
事業の内容	
男女共同参画の視点から、市が発行する広報出版物は、遵守すべきガイドラインに基づき、性別の固定観念にとらわれない内容表現の配慮を推進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
「公的広報の手引き」（内閣府）を有効に活用するために、広報担当へ情報提供し、考慮した表現を用いることとしました。	あらゆる広報媒体を活用する際に、固定観念や差別的表現を用いることがないように、情報の共有を図ります。

国際理解講座	
事業の内容	
市民の国際理解を深めるため男女共同参画などの他国の文化を紹介し、国際的な視野を広める学習を提供します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
講座の開催には至っていませんが、国際交流機会をつくる中で、誰もが異国文化に触れられるよう国際交流協会主催事業が行われており、市としても側面から支援しています。	国際交流理解を深めるため、国際交流協会と連携して、国際的な視野を広める情報の提供などに努めます。

国際交流ボランティア研修	
事業の内容	
国際交流ボランティア（ボランティア通訳・ホストファミリーなど）の相互交流により、情報交換や研修を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
研修の開催には至っていませんが、国際交流機会をつくる中で、誰もが異国文化に触れられるよう国際交流協会主催事業が行われており、市としても側面から支援しています。	国際交流のボランティアを通じた、相互交流の促進や情報交換の場の提供に努めます。

姉妹都市・友好港湾の推進	
事業の内容	
ウランウデ市、営口港との交流をはじめとして、各分野にわたる市民レベルでの交流を促進し、お互いの文化について理解を深め、友好関係を発展させていきます。また、男女共同参画を推進するため、女性団体などとの交流の促進を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
営口港務集団訪日の際は、市民が参加して歓迎セレモニーや交流会を開催しました。また、北海道日中友好協会女性委員会との事業を通して交流を図りました。	各国際交流行事への市民の参加機会を増やし、文化交流の促進を図ります。

基本方向2 男女共同の視点に立った教育の推進

家庭において、育児や介護などは、家族の共同責任で行うという意識で、協力して築いていくことが大切であるため、家庭における教育・学習の中での意識づくりの醸成を図ります。

また、保育園・幼稚園・学校教育などを通じて、男女が、互いに人格を尊重し合うよう教育することが重要です。

社会教育においては、男女共同参画社会の形成などに関する学習の取り組みに対して支援を行うとともに、学習情報の提供に努めます。

家庭教育に関する学習支援	
事業の内容	
子どもの人間性豊かな人格の形成とそのため環境づくり、男女共同観にたった家庭教育を進めるため、子どもの発達段階に応じた学習機会を提供します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
平成20年度まで、「家庭教育ノート」を活用した家庭教育を実施していましたが、以降は、家庭教育に関する学習支援を行っていません。	関係機関、部署と連携し、子どもの人間性豊かな人格の形成とそのため環境づくり、男女共同観にたった家庭教育を推進します。

男女共同教育実践研究の推進	
事業の内容	
男女共同の視点から、各教科における学習内容の取り扱い方や、指導方法などに関する研究を行います。 子どもの発達段階や学校の実態に応じて男女共同教育の実践を推進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
子どもの発達段階や学校の実態に応じて男女共同教育の実践を図りました。 また、道徳の時間では、男女が互いを思いやる気持ちを大切にしながら、男女共同参画の社会を目指すことについての授業を行いました。	各教科における学習内容や指導方法など、子どもの発達段階や学校の実態に応じた男女共同教育の実践に向けた取り組みを継続します。

技術・家庭科教育の充実	
事業の内容	
<p>中学校技術・家庭科教育研究会で、男女共修領域についての学習方法及び評価に関する研究を行い、男女共修の充実を図ります。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>技術・家庭科教育については、市内各中学校において男女共修により学習を進め、生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術との関わりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる教育に取り組みました。</p>	<p>技術・家庭科について、男女共同により生活に必要な基礎的・基本的な知識や技術が習得できるよう、男女共修による学習の充実を図ります。</p>

進路指導の充実	
事業の内容	
<p>児童・生徒が性別にとらわれることなく、好ましい職業観を身につけ、自分の個性や自らの生き方を考えて、主体的に進路選択ができるように、全教育活動を通じて指導の充実に努めます。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>児童・生徒が性別にとらわれることなく、社会で自立し共生する力を身につけ、生涯を通じて自分らしい生き方を実現することができるよう、各学校では、児童生徒の発達段階を踏まえ、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を身につけるよう指導の充実に努めました。</p>	<p>児童生徒が性別にとらわれることなく、自らの進路を見据え主体的に進路を選択する能力や態度を育てるために望ましい勤労観・職業観の育成を図ります。</p>

学校生活における慣習の検討	
事業の内容	
男女共同意識を学校教育において形成するため、名簿や席順、係りなど、今までの慣習を見直し、性別にとられない男女共同参画の視点にたった学校運営の推進を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
男女共同意識を形成するため、各学校・学級において名簿順、席順、学級役員や係分け等について、性別にとられない男女共同参画の視点にたった学校・学級運営や指導に努めました。	男女共同意識の浸透を図るため、各学校・学級において名簿順、席順、学級役員や係分け等について、性別にとられない学校・学級運営や指導に努めます。

学習プログラムの検討	
事業の内容	
学習プログラムの検討については、現代的課題である、環境、健康、高齢社会、家庭家族、情報化、国際理解などとともにも男女共同参画社会を積極的にテーマに取り入れ、課題解決に向けた意識づくりを行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
男女共同参画市民フォーラムの中で、意識づくりの高揚を図りました。	男女共同参画事業にこだわらず、生涯学習の観点から情報提供、支援に努めます。

社会教育団体への支援	
事業の内容	
男女共同参画社会の形成などに関する学習の取り組みに対して支援し、団体活動を促進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
女性ネットワーク・るるが主催する「るる祭」での講演や取り組みに対して、支援を行い活動の促進を図りました。	男女共同参画事業にこだわらず、生涯学習の観点から情報提供、支援に努めます。

学習情報の提供	
事業の内容	
男女共同参画をはじめとした、現代的課題などを取り上げた学習機会の情報や講師、指導者などの情報を整理し、学習相談に対応するとともに、情報誌やインターネットによって広く市民に提供します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
生涯学習リーダーバンク登録をホームページに掲載して、男女共同参画を含めた市民への学習機会の活用のため情報提供を行いました。	市民要望の把握、人材の検証、登録方法などを検討し、人材の確保と有効活用のPRの充実に努めます。

性差別や人権啓発に関する視聴覚教材の充実	
事業の内容	
男女がともに自由で平等な生き方をするための考え方が理解できるよう、ビデオテープなどの視聴覚教材の整備充実に図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
性差別や人権啓発に関する視聴覚教材に限定した図書の購入は行っていませんが、図書館では、幅広く資料の収集を行っており、また、図書館内に設置されているインターネット接続パソコンを活用した情報収集の環境を整備しました。	図書館での情報提供を行うPRの充実に努めます。

男女共同に参画に係る各種情報の提供	
事業の内容	
図書館における男女共同参画に係わる図書をはじめとして豊富な資料の収集・整理・保存・提供により、生涯学習の振興、文化の向上及び男女共同参画社会の推進に努めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
図書館内に設置されているインターネット接続パソコンを活用した情報収集の環境を整備しました。	図書館での情報提供を行うPRの充実に努めます。

教職員などの研修	
事業の内容	
<p>保育園や幼稚園、学校において、男女共同教育についての正しい理解と認識を深めるために、教職員などに対する研修会を実施し、男女共同参画の視点にたった指導の必要性について意識啓発を図ります。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>市費で行う年1回の教職員研修については、児童生徒の安心安全確保を最優先し、AED操作、職場のメンタルヘルス、防災教育などをテーマとして実施しており、男女共同参画をテーマとした研修については、教職員になる前段で、北海道教育大学を始め各大学において、校内に「男女共同参画推進委員会」を設けたり、カリキュラムの中に「ジェンダー論」を盛り込むなどの啓発を図りました。</p>	<p>留萌市教育研究協議会において、各教科等に応じて男女共同参画の視点に立った指導についての研修を通じて、啓発を図ります。</p>

基本方向3 性の尊重など女性の人権についての意識の浸透

男女が互いの性を正しく理解し、平等に尊重し合い、人権が侵害されない社会づくりのため、また、女性が生涯を通じて、自らの身体と性について自己決定する権利を確立するための意識の醸成などを図っていくことが大切です。

そのため、あらゆる暴力を根絶するための啓発などを行うとともに、子どもの頃からの人権尊重、男女共同の視点からの性に対する意識づくりを図ります。

また、性の自己決定権を確立するための学習を支援し、性の尊重の精神に基づいた相談援助活動を推進します。

性の自己決定権を確立するための講座の開催	
事業の内容	
性的自己決定権を確立するため、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての講座を開催します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を目的とした健康相談や講座の実施には至っていないが、は一とふるでの母子健康手帳交付時に、妊婦に対して健康相談を実施した。	講座の開催や情報提供の充実に努めます。

性の商品化売買春についての意識啓発	
事業の内容	
性の商品化の問題や売買春などについて、問題を周知し、啓発を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
国・道からの、情報を公共施設に掲示し、啓発を図りました。	国や北海道からの情報をもとに啓発を図ります。

人権問題啓発推進事業	
事業の内容	
<p>「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の趣旨に沿って、同和問題をはじめとした、女性に対する人権侵害の防止や人権尊重の意識の普及、高揚など、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>青少年問題（デートDVの予防）啓発や企業向けの男女共同参画（セクハラ・パワハラ）の啓発、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の取組み、広報紙「男女平等参画だより」の発行により、啓発を図りました。</p>	<p>旭川人権擁護委員男女共同参画社会推進委員と連携して事業を推進していきます。</p>

ストーカー行為等防止についての啓発	
事業の内容	
<p>個人の身体、自由及び名誉を著しく侵害するストーカー行為等について被害防止に向けた啓発活動を推進します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>国から提供を受けたビデオを中央公民館に掲示しストーカー予防に関する啓発を行ないました。</p>	<p>国や北海道からの情報をもとに啓発を図ります。</p>

人権擁護街頭啓発活動	
事業の内容	
<p>人権週間の期間中に街頭啓発活動を実施し、女性の地位の向上及び女性に対する暴力の禁止を訴えることにより、女性の人権の擁護を図ります。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>毎週水曜日、法務局の人権擁護委員が常勤し相談を受けました。人権擁護委員の日、地域行事、人権週間等に合わせて啓発物品を配布しました。</p>	<p>人権擁護委員と連携して事業を推進していきます。</p>

セクシュアル・ハラスメントについての啓発	
事業の内容	
人権侵害行為であるセクシュアル・ハラスメントについての啓発を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
セクシュアル・ハラスメント予防の北海道リーフレットを、商工会議所へ情報提供し、市及び公共施設への掲示を行ないました。	国や北海道からの情報をもとに啓発を図ります。

性教育の充実	
事業の内容	
自分の身体、命を大事にし、男女が互いの人格を尊重し合う態度を育てるよう、発達段階に応じた性教育の充実に努めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
児童生徒の発育の早期化に対応するため、小学校の段階から保健学習の充実を図り、児童生徒に性に関する正しい情報を提供するなどして、適切な意志決定や行動選択のための資質・能力を培う性に関する教育の充実を図りました。	男女が互いの人格を尊重しあえる態度を育てるとともに、適切な意志決定や行動選択のための資質・能力を培うため、発達段階に応じた性教育の充実に努めます。

性の自己決定権についての啓発	
事業の内容	
性的自己決定権を確立するため、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての啓発を実施します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の啓発には至っていませんが、は一とふるでの母子健康手帳交付時に、妊婦に対して健康相談を実施しました。	国や北海道からの情報をもとに啓発を図ります。

緊急一時保護	
事業の内容	
家庭相談員などの相談業務を通して、配偶者やパートナーなどからの暴力や虐待からの緊急一時保護の広域的な対応を進めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
相談者が避難を求めている場合や命の危険を感じている場合などについては、関係機関と連携し、緊急時一時保護の対策を図りました。	被害者を加害者から保護するために必要不可欠な事業であり、引き続き留萌市立病院など関係機関と連携し、身の安全を確保するための体制を整備します。

基本目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進

◆現状と課題

近年、女性の社会活動への参加気運が高まってきており、職場や地域、また、国際交流の場等においても、その活動分野の拡大が進んでいます。

しかしながら、政治の場では女性議員が少ないように、依然として政策決定の分野は男性中心の社会となっており、女性の参画が強く求められています。

職場や地域では、男女の役割分担に対する偏った意識や評価が残っているなど、女性が社会活動に参加しにくい状況があり、また、核家族化や少子高齢化の進行によって、地域での支え合いや地域コミュニティの必要性が高まっています。

政策・方針決定過程や、地域活動における男女双方の参画を推進するための情報提供、学習機会の提供等を進めていく必要があります。

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

近年、女性の社会活動への参加気運が高まってきており、職場や地域においても、その活動分野の拡大が進んでいますが、政策・方針決定の場においては、女性の参画は未だ十分とはいえない状況です。

真に豊かで平和な社会を築いていくためには、家庭・職場・地域など、あらゆる分野に男性と女性がともに主体的に参画し、相互の意見を反映させていくことが大切であり、女性が、地域活動や社会的意思決定の場で男性とともに重要な役割を果たせるよう、女性の参画や登用の促進を図ります。

審議会などの見直し	
事業の内容	
委員の選任方法などを見直し、審議会などの新設時及び改選時期には委員として女性の50%を目標にかかげ積極的に選任するよう努めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
募集を行うにあたっては、女性や青年層の方々に対しても積極的な応募を呼びかけ、女性の登用率の充足に向け積極的に選任しました。	審議会委員の選任にあたっては、女性や青年層に対して積極的な募集を呼びかけるほか、町内会や女性まちづくり団体などとも連携し、改選時期には女性委員の登用率50%を目指し、女性委員の積極的な選任を推進します。

民間企業への啓発運動の推進	
事業の内容	
女性の登用や職域拡大を図るため、国・道・関係機関と連携を図りながら、民間企業への啓発活動を推進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
国や道から提供された情報をもとに、広報誌及びホームページを活用しながら啓発活動を実施しました。	男女が平等な待遇で働き続けられる環境づくりのため、国・道・関係機関と連携しながら、民間企業への啓発活動を推進します。

市職員研修の充実	
事業の内容	
市女性職員の管理職への登用と職域の拡大を図るため、職員の男女共同参画についての意識変革を図る研修を実施します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
男女共同参画についての意識改革を図る研修は行っていませんが、男女を区別することなく、市職員としてのスキルアップにつながる様々な研修や管理職への登用を行いました。	各種研修に関しては、これまでと同様に男女の区別なく実施するとともに、引き続き女性職員の士気を高めるための研修などの実施により、女性職員自身が管理職等への昇格を希望できる様、意識付けの促進を図ります。

人材リストの整理	
事業の内容	
審議会などに女性委員を登用できるよう、人材の把握と人材リストの整備に努めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
女性団体などへの人員の照会や団体推薦を行い、女性委員登用の促進を図った。	効率的な女性委員登用のために、人材リストの整備などに努めます。

基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

働く女性にとって、子育てと仕事の両立は大きな課題となっています。

育児・介護休業法など、家庭と就業の両立を支援する施策が推進されてきていますが、未だ両立は難しく、女性が働き続けるためには、保育サービスの充実とともに、父親の子育てへの参加が必要です。

多様化してきているライフスタイルに対応できる保育や放課後児童対策のほか、地域での子育て支援体制を確立するなど、女性が安心して働き続けられる育児環境の整備を進め、また、関係機関と連携しながら企業や雇用者への育児休業制度の周知・啓発に努めるとともに、働いていない女性も含めた母親の孤立化を防ぎ、男女がともに子育てを担う意識が高まるよう、社会的気運の醸成に努めます。

母子保健相談指導事業における家庭教育支援	
事業の内容	
乳幼児期からの男女共同観の意識づくりを推進するため、個別相談を通じて両親がともに育児に係るための意識啓発を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
母子保健各事業において、男女共同観の意識啓発を行いました。特に母子健康手帳交付時に父子手帳を交付し、両親がともに育児に関わることの重要性について、意識づくりの啓発に努めました。	母子保健各事業において、男女共同観の意識啓発を行います。母子健康手帳交付時に父子手帳を交付し、両親がともに育児に関わることの重要性について伝え、意識づくりの啓発に努めます。

働く女性の意識を高める講座の開催	
事業の内容	
仕事に対する目的意識や価値観を高めるなどキャリアアップのための講座を開催します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
H19に南留萌地域通年雇用促進協議会を創設し、季節労働者（男女年齢問わず）を対象としたスキルアップを目的として、パソコン講習会を実施しました。	経済的・社会的な自立に向けた意識改革のため、就労における能力開発の支援やキャリアアップ、起業に向けた講習などの参加機会の拡大を図ります。

母子保健相談指導事業	
事業の内容	
妊婦教室、両親学級による学習や育児相談などにより、子育てについての教育及び相談機能の充実を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
マタニティースクールで両親学級を実施しており、父親が参加して実際に育児の疑似体験をする中で、父親の家事・育児参加への必要性を学習する場となりました。	マタニティースクールで両親学級を実施し、父親の参加を促し実際に育児の疑似体験をする中で、家事・育児参加への必要性を学習する場としていきます。

地域子育て支援相談センター事業	
事業の内容	
子育て家庭や子育てサークルなどに対し、育児不安についての相談指導を行い、地域全体で子育てを支援します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
子育て支援センターを中心に、児童センターや保育園、幼児療育通園センターを「子育て相談連絡所」として位置づけ、様々な育児相談を受けました。	地域に密着した「子育て支援相談所」の機能を充実させ、子育てに不安を抱える家庭を支援します。

子育てサークルの育成・支援	
事業の内容	
核家族化により育児不安や孤独感を抱きがちな母親が多いことから、情報交換や仲間づくりの場となる子育てサークルの育成と支援を進めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
子育て支援センターにおいて、親子が自由に交流できる遊び場を設置しており、母親間の情報交換や交流に結びついていると考えている。また、子育て支援サークルである「よちよちサークル」に対して、各種行事を通じ、活動支援を行ないました。	子育ての孤立化を防止する観点から、子育て相談の受け皿となる団体、施設等の育成・支援を行ないます。

教育相談の充実	
事業の内容	
青少年や保護者からの様々な悩みに対する相談の充実を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
相談件数が減少傾向にあるものの、相談者の窓口の確保のために実施しました。	関連部署と調整を行い、ホームページや電話帳などへの分かりやすい相談窓口の掲載に努めます。

親への学習機会の拡充	
事業の内容	
各種学級、講座の開催により、親同士の交流の機会をつくとともに、学習教材やパンフレットなどを利用した子育て情報の提供に努めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
乳児、学童を問わず、親同士の交流の場の設置や子育てに関する学習の機会の提供は、大変重要なものと考えており、子育て支援センター及びNPOおたすけママくらぶにおいて、子育てに関する各種講演会等を開催しました。	講演会に限らず、学習の機会を通じて親子同士の交流を深める子育て支援を充実させます。

男性の子育て参加の促進	
事業の内容	
子育ては男女共同の責任であるという意識の確立を図り、男性が子育てに参加できるよう、広く啓発に努めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
子育て支援センターで実施している乳幼児と保護者を対象とした事業等において、男性の育児参加を促しました。	男女がともに家事や育児などの家庭責任を担う環境づくりのため、意識啓発の充実を図ります。

男性参加の子育て講座の開催	
事業の内容	
両親学級などにより、男女がともに子育てを行う必要性についての啓発をし、男性の子育てへの参加を促進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
子育て支援センター及びNPOおたすけママクラブが開催する、男性・女性を問わない子育てに関する各種講演会を実施しました。	男女がともに子育てを担う意識の向上のため、必要な講演会や学習の場を提供します。

乳幼児医療費扶助	
事業の内容	
就学前の乳幼児の医療費自己負担額を助成し、乳幼児をもつ親の経済的負担を軽減します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
北海道医療給付事業実施要綱に基づく医療費助成を実施しました。 ＜対象者＞0歳～小学生まで（小学生は入院のみ）	北海道の医療給付事業実施要綱に基づいて、適切に事業を実施するとともに、子育て対策として対象者の拡大や一部負担の軽減についても検討していきます。

特別保育	
事業の内容	
多様化する保育ニーズに対応するため障がい児保育、延長保育、一時保育などの保育サービスを提供し、子育て支援を進めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
保護者の保育に対するニーズに対応すべく、保育園における障がい児受入を財政面から支援し、また一時保育については、ファミリーサポートセンター事業を子育て支援団体に委託し、実施しました。	多様化する保育ニーズに対応し、子育て家庭の支援の観点から、必要な保育サービスを提供します。

児童健全育成事業	
事業の内容	
<p>昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童などの育成、指導に資するため、留守家庭児童会による健全育成活動を支援します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>市内6ヶ所に「留守家庭児童会」を開設し、放課後児童に適切な遊びの場及び生活の場を提供する中で、児童の健全育成を図りました。</p>	<p>国の放課後児童対策や保護者のニーズなどを十分に勘案しながら、実施します。</p>

母親クラブ活動の充実	
事業の内容	
<p>児童の健全な育成を図るため、母親クラブ（地域組織）の活動を支援します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>財政基盤の脆弱な母親クラブに対して、要綱に基づく補助金を交付や児童センターにおける共催事業の実施など、支援体制の強化を図りました。</p>	<p>母親クラブに対して必要な支援を行ない、児童センターと連携・協力による各種事業を実施します。</p>

多様な生活体験の場の拡充	
事業の内容	
<p>子どもの豊かな感性を育むための世代間交流、野外活動、文化活動、レクレーションなど多様な生活体験ができる場を拡充します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>各児童センターにおいて、子どもが情操豊かに成長を育む様々な生活体験の場を設けました。</p>	<p>多様な生活体験を通じ、児童の健全で情操豊かな成長を促します。</p>

子育てに配慮したまちづくり	
事業の内容	
<p>公共施設などで、子連れでも社会活動ができるような施設、設備の整備に努めます。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>子育てにやさしいまちづくりに向けて、子連れの外出をサポートするため、おむつ替えやこども用トイレまで一定の要件を満たす公共・民間施設を「カズモあかちゃんの駅」として認定し、地域全体で子育てを支援しました。</p> <p>ファミリーサポートセンターにおける一時保育機能により、子ども連れでの社会活動を可能にしました。</p>	<p>女性の社会進出や子連れでの外出のサポートなど、子育てのしやすい環境を整備します。</p>

子どもの遊び場環境整備	
事業の内容	
<p>子どもが健全な遊びを通してふれあい、思いやりにある豊かな心を育む場所を提供するため、児童センターなどの整備に努めます。</p> <p>また、公園、緑地などにおいては、子どもが利用しやすい遊具などの整備に努めるとともに、子どもが安全で快適に遊べるようにバリアフリー化に努めます。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>既存公園においては、子どもたちが安全に利用できるよう遊具の点検や補修などを実施し、補修が困難な遊具は撤去しました。</p> <p>遊具の新規増設はありませんが、老朽化遊具の入替えを行いました。</p> <p>造成中の船場公園については、ユニバーサルデザインを基本に整備を進めました。</p>	<p>子育て支援施設のあり方について、学校の統廃合や国の子育て支援制度を踏まえて、検討します。</p> <p>また、公園長寿命化計画をもとに、交付金等を活用し大規模修繕・改築を進めていきます。</p>

母子寡婦福祉資金貸付金	
事業の内容	
母子家庭や寡婦などの自立を促進するため、母子寡婦資金の貸付を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
北海道に同一内容の制度があり、条件等の精査の結果、市の制度を廃止し北海道の制度を活用することとした。	母子自立支援員の相談を通じた情報提供に努めます。

児童扶養手当支給事務	
事業の内容	
父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の、生活の安定と自立を促進するための手当を支給します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を目的とした公的扶助の一つであり、受給資格者に対して、所得状況等に応じた手当額を支給しました。	広報誌などを通じて制度の周知に努めます。

重度心身障害者(児)医療助成事業	
事業の内容	
重度心身障害者(児)の医療費の一部を助成することにより、障害者(児)家庭の経済的負担の軽減を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
北海道医療給付事業実施要綱に基づく医療費助成を実施しました。 ＜対象者＞身体障害1～2級及び3級の内部疾患、療育手帳A判定、重度の知的障害者、精神障害者保健手帳1級	助成制度を幅広く周知し、北海道の医療給付事業実施要綱に基づいて適切に事業を実施していきます。

母子医療費扶助	
事業の内容	
<p>高校卒業（18歳の年度末）までの児童及び母または養育者に医療費自己負担額を助成し経済的負担を軽減します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>北海道医療給付事業実施要綱に基づく医療費助成を実施しました。 <対象者> 18歳以下の子どもがいる母子または父子家庭</p>	<p>助成制度を幅広く周知し、北海道の医療給付事業実施要綱に基づいて適切に事業を実施していきます。</p>

基本方向3 就労等の場における男女共同の確保

男女雇用機会均等法や労働基準法などの改正により、雇用の場における女性の環境は着実に改善され、働き続ける女性が増加しており、少子・高齢化の進展により、生産年齢人口が減少する中、女性の就業への期待は高まっています。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるとともに、各々の健康の維持や、趣味、学習、ボランティア活動、地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にし、さらに育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものですが、中年層を中心に長時間労働者が多く、仕事と生活の調和がとりにくい状況です。

このような現状を踏まえ、男女雇用機会均等法の内容に関する啓発、女性の就業に対する支援、女性の能力の活用など、男女を問わず、仕事や子育てなど様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会を構築できるよう、仕事と生活の調和を目指します。

男女共同参画社会に対応した学級などの開催	
事業の内容	
男女共同参画社会の形成など現代的課題に対応した講座を開設し、人材の育成を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
留萌地域エンパワーメント協議会や女性団体「女性ネットワーク・るる」が主催する事業に共催しました。 また、留萌管内の女性団体との意見交換を行いました。	男女がともに事業に参加し、活発に意見が交換される仕組みづくりに努めます。

人材養成講座の開発	
事業の内容	
社会的意思決定や地域社会への女性の参画を進めるため女性の能力開発、人材育成を目的に講座を開催します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
「女性ネットワーク・るる」などとの交流の中で、女性団体のより一層の能力向上を目指し人材養成に努めました。	女性団体などとの交流を通して、女性の能力開発や向上を図る中で、人材育成を目的とした講座の開発に努めます。

働く女性の労働実態状況の把握	
事業の内容	
<p>女性の多様な生き方に対応した就労支援システムを構築するため、留萌市における働く女性の多くを占める水産加工業を中心とした就労実態の把握に努めます。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>市内各企業の就労実態の把握には至っていませんが、関係所管で把握している就労情報を共有する中で、状況の把握に努めました。</p>	<p>市内の女性の就労状況の把握に努めます。</p>

就業環境整備や起業家育成のための啓発	
事業の内容	
<p>短時間労働、派遣労働など多様な就業形態における労働条件の改善と雇用の安定の促進、及び起業家支援助成金制度により起業家を支援するとともに、金融相談や市制度融資利用の内容を広報誌などへの掲載により啓発に努めます。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>広報誌及びホームページ等を活用しながら啓発活動を実施しました。 また、るもい元気チャレンジ助成金を創設し、起業家に対する支援を実施しました。</p>	<p>パートタイム労働法や労働者派遣法の周知など、適正な労働条件の確保に向けた広報のほか、新しい就業形態に関する情報提供の充実を図ります。また、女性の起業を積極的に支援する取り組みを進めます。</p>

職場環境整備のための啓発	
事業の内容	
男女がともに意欲と能力を発揮できるよう、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、国や道などと連携を図りながら啓発を行います。セクシュアル・ハラスメントの防止について、様々な機会を通じて周知に努めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
労働に関する相談に対応するため、相談員を配置しました。また、北海道が作成した「セクシュアル・ハラスメント防止」リーフレットを商工会議所や公共施設へ配布しました。	男女がともに働き続けられる環境づくりのため、国・道・関係機関と連携しながら、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」に関する情報の収集・提供の充実を図ります。また、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発など働きやすい環境づくりを推進します。

パートタイム労働・内職相談	
事業の内容	
生活設計に合った就職を希望する人のために、パートタイム労働、内職に関する就業相談や紹介業務を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
労働者からの苦情及び問合せ等に対応するため、連合北海道留萌地区連合会に業務委託し、労働相談窓口を設置しました。	労働者からの苦情や問い合わせ等に対応する相談体制の充実を図ります。

就業のための情報活用など能力開発の推進	
事業の内容	
男女がともに、資格、技能を取得して能力開発が図れるよう、パソコン業務や介護技術など、能力向上のための講習実施を支援します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
南留萌地域通年雇用促進協議会を創設し、季節労働者(男女年齢問わず)を対象とした技能講習及び資格取得支援を実施しました。また、パワスポ留萌のPC講習を紹介するなど、適宜PRを実施しました。	男女がともに働き続けられる環境づくりのため、就労に必要な資格や技能の取得などの能力開発の支援や雇用機会の拡大を図ります。

仲間づくり・人づくりの推進	
事業の内容	
<p>農林水産業に従事する女性の交流の場の拡大に向け、仲間づくり、人づくりを推進するとともに、農水産加工物の販売などの新たな生産、流通活動を支援します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>農村交流センターこさえーるを開設し、女性グループを中心に農産物加工や直売を通じて交流を図る環境づくりに努めました。また、「うまいよ！るもい市」においても、魚の加工品の直売を通じ、女性グループの活動を側面から支援しました。</p>	<p>生産者と加工、販売事業者の結びつきを深め、新たな商品開発の機運が生まれるよう、仕組みづくりや場づくりを通じて側面から支援します。</p>

基本方向4 農林水産業・自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や自営業などに従事する女性は、生産や経営において重要な役割を担っています。

市や関係機関が連携しながら、女性農業者が意欲を持って生き活きと能力を発揮できるよう、経営者としての資質向上に向けた取組や家族経営協定の普及啓発などを進め、女性の経営参画や社会参画の促進を図ります。

農林水産関係団体における男女共同の促進	
事業の内容	
農林水産関係団体役員への参画目標を設定し、目標達成への啓発活動を推進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
女性部組織により参画しており、今後も女性組織を通じての活動となります。	女性部組織として団体運営に参画する体制が継続されると思われ、情報提供等に努めます。

農水産業に従事する女性の就業労働環境整備	
事業の内容	
農林水産業に従事する女性が、農林水産業の担い手であり、経営者であるという位置付けを明確にするため、家族経営協定の締結を道、関係機関と連携を図りながら促進し、過重労働の軽減や快適な就労環境の実現を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>農業委員だよりに掲載し啓蒙を図りました。</p> <p>また、農業経営改善計画で農業従事の改善目標があり、年間労働時間を1800時間～2000時間に抑え、過重労働の低減を図りました。</p> <p>留萌改良普及センターでは、研修の中で家族協定の説明を行いました。</p>	農業委員だよりへの掲載、研修開催時のPRを行うことにより、家族経営協定への理解を深め、締結への促進を図ります。

基本方向5 地域社会における男女共同参画の促進

男女の共同参画による地域社会づくりに向け、仕事中心の生活で地域との関わりが希薄になりがちな男性も、若い時から女性とともに積極的に地域活動に参画できるようにするとともに、ボランティア活動やNPO等の活動の参加促進のための環境整備に努めます。

また、男女共同参画社会の実現を目指す活動を推進するためのリーダーの養成や、活動拠点の充実を図ります。

女性リーダー養成講座開催	
事業の内容	
女性の生涯学習と男女共同参画への新しい生き方を求めて、心豊かに自立する女性をめざし組織運営上における知識やリーダーシップの訓練、グループ間の連携や連帯について学ぶ講座を開催します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
教育委員会主催のレディースセミナーにおいて、ゴミの減量を考えるための美サイクル館見学や、ジェンダーを考える講座を開催しました。	市内外で開催される講座等に関する情報提供に努めるなど、市民などが学ぶ機会の充実を図ります。

地域社会における男女共同参画の意識の啓発	
事業の内容	
自治会やPTA・子ども会活動など、様々な地域活動において固定的性別役割分担意識を解消していくことなどの啓発をあらゆる機会を通して行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
児童・生徒が性別にとらわれることなく、社会で自立し共生する力を身につけ、生涯を通じて自分らしい生き方を実現することができるよう、各学校において児童生徒の発達の段階を踏まえ、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を身につけるよう指導の充実に努めました。	男女がともに、様々な地域の活動に参画できるよう、啓発の充実を図ります。

地域活動における男女共同参画への支援	
事業の内容	
<p>地域活動への男女共同参画の拡大を図るため、コミュニティセンターや各地域で行われている各種の自主的な地域活動を促進することを目的に活動の場の提供をはじめ、地域活動が円滑に行われるよう支援します。また、コミュニティ組織づくりの促進を図ります。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>女性団体が実施する毎年の事業の中で、男女共同参画を推進しており、地域での意識の浸透を図りました。</p>	<p>地域活動促進のための場の提供や、組織づくりの更なる促進を図ります。</p>

地域ボランティア活動の普及	
事業の内容	
<p>男女がともにボランティア活動に関する基本的な知識、技術を学ぶ機会を提供し、ボランティアリーダーの養成を図ります。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>市のホームページや情報誌で各ボランティアの活動内容を紹介し、また、登録申込み手続きやボランティア一覧をホームページへ掲載しました。</p>	<p>ボランティアに関する更なる啓発を図り、ボランティアリーダーの養成に努めます。</p>

環境保全への男女共同参画の促進	
事業の内容	
<p>廃棄物の再生事業、リサイクルフェア活動などを通して、ごみ減量、リサイクルの必要性、重要性について意識の高揚を図り、男女がともに地域での環境保全活動に参画できるよう普及、啓発活動を行います。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>男女がともに地域での環境保全活動に参画できるよう、毎年開催している「美サイクル館まつり」において、堆肥の無料提供、リサイクル教室、フリーマーケットなどを通して、ごみ減量、リサイクルの必要性、重要性について意識の高揚を図るとともに、留萌の街をきれいにする週間等に参画への啓発を実施しました。</p>	<p>開催事業を通じて、意識の高揚や参画への啓発の充実を図ります。</p>

消費者活動への男女共同参画の促進	
事業の内容	
男女がともに、主体的な消費者として行動できるように、男性消費者リーダーの育成や消費者団体への男性の参画を促進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
消費者教育・啓発セミナー開催など、消費生活への関心を高める活動を留萌消費者協会の協力を得ながら実施しました。	男女がともに消費生活の責任を担う社会の実現のため、広報・啓発活動の充実を図り、消費者活動への参加向上につながる支援を行います。

地域活動の充実・強化	
事業の内容	
地域における子どもの健全育成のための活動を支援するとともに、地域団体関係者とのネットワーク化を図りながら地域の子ども会活動を推進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
青少年健全育成団体が実施する各種イベントや、市役所内設置の青少年育成センターの事業を通じ、地域と連携した青少年健全育成に努めました。	地域における青少年活動のリーダーを育成し、子ども会活動を推進します。

地域福祉活動の推進	
事業の内容	
地域住民、ボランティアによる在宅要介護者への在宅福祉サービス供給事業並びにその活動を支えるボランティア団体の育成を支援します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
ボランティア活動の育成事業を行っている留萌市社会福祉協議会に対して補助金での支援を行いました。	ボランティア団体の育成支援の充実を図ります。

社会福祉協議会との連携強化	
事業の内容	
社会福祉協議会の活動運営に対して、各種の助成を行うとともに連携を強化していきます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
留萌市社会福祉協議会の円滑な活動運営が出来るよう補助金を交付しました。また、留萌市地域福祉計画と留萌市社会福祉協議会実践計画を連携させ、各施策を推進しました。	留萌市社会福祉協議会の円滑な活動運営が出来るよう補助金を交付し、留萌市地域福祉計画と留萌市社会福祉協議会実践計画を連携させ、各施策について推進します。

民生児童委員活動の充実	
事業の内容	
地域福祉活動のリーダー的役割をもつ民生児童委員の資質の向上と活動の充実を支援します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
社会福祉協議会が事務局となり、毎月、民生児童委員連絡協議会や理事会を開催し、各種研修会に参加するなど資質の向上に努めました。	地域福祉活動のリーダー的役割をもつ民生児童委員の資質の向上と活動の充実を支援します。

基本方向6 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画を阻害する暴力的行為は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

配偶者からの暴力やストーカー行為や性暴力などは、被害者が関係機関に相談、申告することについて、大きな抵抗感を持つことが多く、潜在化しやすい傾向にあります。

性犯罪はもちろんのこと、これらの問題は、人間としての尊厳を侵害するものであることから、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題として、その根絶に向けた取組みを継続していくことが重要です。

あらゆる暴力を根絶するための啓発	
事業の内容	
暴力は犯罪であるという意識づくりを行うなど、あらゆる暴力を防止するための啓発を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>こども課に家庭相談員を配置し、関係機関と連携した、DV防止対策を図りました。</p> <p>また、窓口等において、関連周知文書を常備し啓発を行いました。</p>	<p>啓発文書等を効果的に掲示・配布し、広報誌等において積極的な家庭相談室の周知を図ります。</p>

相談機能の充実	
事業の内容	
配偶者やパートナーなどからの暴力などについては、関係機関との連携のもとに相談事業を活用した対応を進めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>DVは肉体的暴力、精神的暴力、性的暴力など様々な種類があり、かつ近親者間で起こるものであり、命の危険性に及ぶ可能性が高いものであることから、DV相談の体制整備を図りました。</p>	<p>あらゆる暴力を根絶するため、引き続き相談員を配置し、相談機能の充実に努めます。</p>

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

◆現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、女性が社会のあらゆる分野に参画し、男性とともに責任を果たすため、様々な分野において、女性のエンパワーメントを増加させていくことが大切であり、そのための環境づくりをより一層進める必要があります。

また、高齢化社会の中、男女がともに自立し、生き活きとした生活や充実した社会活動を行うためには、男女の生涯にわたる多様なニーズに対応した自己実現のための環境づくりや、健康の維持・増進が図られるよう、社会全体が努めることが大切です。

さらに、女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識が得られるよう、法律・制度の理解の促進を図るとともに、男女共同参画を視点においた施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合などの相談体制の充実が必要です。

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が様々な分野において平等にその個性と能力を十分に発揮するために、ともに自分にあった生き方を選択し、生涯にわたって健康で充実した人生が可能となるよう、社会全体の理解と支援が必要です。

基本方向 1 生涯学習の推進

男女共同参画への理解の促進に関する学習機会や、女性に対する暴力や男女の人権についての学習など、男女がともに自らの意志によって社会のあらゆる分野の活動に参画していくために、女性のエンパワーメントや再チャレンジ、男性の家庭生活への参画や自立、さらに、生涯にわたる健康づくりに向けた学習など、多様な学習機会の拡充を図ります。

男女がともに学びあえる学級講座の開発	
事業の内容	
男女がともに学び合える学級講座の開発に向けて、生涯学習推進計画に基づいて学習機会の体系化を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
青年大学などと連携して、生涯学習機会を広げる事業を実施しました。	男女がともに学べる場の提供や講座の開発に努めます。

文化・芸術・スポーツなどを通じた生涯学習機会の拡充	
事業の内容	
<p>文化・芸術については、文化活動及び文化財保護事業を通して地域活性化を図るものに対して助成を行い、また、スポーツ振興については、各種スポーツ団体及び個人の活動支援のための助成を行うことで、生涯学習機会の拡充を図ります。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>芸術文化振興基金助成金により、市民団体が企画した芸術鑑賞の支援、文化財保護・育成のための支援を行いました。</p> <p>また、スポーツ振興基金助成金により、スポーツ大会派遣事業及びスポーツ振興事業など、選手の育成及び参加支援を行いました。</p>	<p>多様な学習機会の拡充を図るため、芸術文化・スポーツ等の助成金要綱等の見直しを行い、普及促進に努めます。</p>

基本方向2 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要です。男性では、肥満者や喫煙飲酒する人の割合が高く、また精神面で孤立する傾向にあり、女性では、その生理的特性から、身体の変化に応じた適切な対応が求められるなど、男性、女性それぞれに健康を保持するうえでの配慮が大切です。

特に、女性の妊娠・出産期は、女性の健康支援にとって大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、支援体制を充実させることが重要です。

このため、男女がそれぞれの性差を踏まえて、各ライフステージに応じて適切な健康の保持・増進ができるよう支援に取り組みます。

啓発活動の推進	
事業の内容	
母性機能や母性保護についての正しい理解と認識を図るため、妊婦教室や訪問指導などにおいて啓発を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
母子健康手帳の交付時やマタニティースクール、新生児訪問指導時等に母性の尊重や母性保護についての啓発を行いました。	これまでと同様に母子健康手帳の交付時やマタニティースクール、新生児訪問指導時等に母性の尊重や母性保護についての啓発を行います。

妊産婦、乳幼児の母子保健対策の充実	
事業の内容	
<p>保健師などによる保健指導や相談の機能を充実するとともに、妊娠・出産、育児などに関する学習の機会を充実し、安心して子どもを産み育てるための支援をします。また、妊婦、乳幼児の健康診査体制の整備を図り、妊娠・出産における母体の健康管理を行うとともに、乳幼児の発達支援を医療、保健、福祉、教育の連携のもとに推進します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>妊娠や出産、乳幼児期の一貫した母子保健サービスの実施に努めました。</p> <p>特に、妊娠・出産期では妊婦健康診査の公費負担の拡充を行い、安全な出産ができるように取り組みました。</p>	<p>これまでと同様に保健師などによる保健指導や相談の機能充実や、妊娠・出産、育児などに関する学習の機会の充実、安心して子どもを産み育てるための支援を継続します。また、妊婦、乳幼児の健康診査体制の整備を図り、妊娠・出産における母体の健康管理を行うとともに、乳幼児の発達支援を医療、保健、福祉、教育の連携のもとに推進します。</p>

母子保健地域活動の支援	
事業の内容	
<p>母子保健推進員の育成や自主育児サークルへの支援及び、民生児童委員や学校関係者との連携により、地域における子育てのネットワークづくりを支援します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>母子保健推進員と連携し、母子保健事業のPRや家庭訪問等の地域活動を展開しました。また、育児支援の観点からも、子育て支援センターや育児サークル等との連携に努めました。</p>	<p>これまでと同様に母子保健推進員への研修実施しながら連携し、母子保健事業のPR等の地域活動を展開します。</p> <p>また、育児支援の観点からも、子育て支援センターや民生児童委員、保育園、幼稚園、学校関係者等との連携にも努めていきます。</p>

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った相談事業	
事業の内容	
妊娠・出産など、女性の生涯にわたる健康づくりに基づいた健康相談を実施します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
特別に健康相談を開設するには至っていませんが、母子健康手帳交付時には妊婦に対しての健康相談を実施しました。	既存の成人健康相談や、母子健康手帳交付時や母子健康相談にて母親や妊婦に対しての健康相談を実施します。

啓発活動の推進	
事業の内容	
生活習慣病をはじめとする疾病の予防や健康管理の意識を高めるため、あらゆる機会を捉え啓発活動を推進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
各種保健予防事業を通して、生活習慣病の予防等、健康管理のための意識づけを行いました。	これまでと同様に各種保健予防事業を通して、生活習慣病の予防等、健康管理のための意識づけを行っていきます。

健康教育の充実と自主的な健康づくりへの支援	
事業の内容	
正しい知識を身につけ、健康管理に生かすための学習事業を充実するとともに、健康的な生活習慣の普及を行うことにより健康づくりを支援します。また、自主的な健康づくりのグループ活動に対して支援を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
町内会や事業所等で、生活習慣病の予防のための健康教育を実施しました。	これまでと同様に生活習慣病の予防のための健康教育を実施します。正しい知識を身につけ、健康管理に生かすための学習事業を充実するとともに、健康的な生活習慣の普及を行うことにより健康づくりを支援します。また、自主的な健康づくりのグループ活動に対して支援を行います。

健康の維持・増進のためのスポーツ活動事業	
事業の内容	
年齢や体力に応じて市民が気軽にスポーツに参加できる機会を提供し健康の維持・増進に努めます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
指定管理事業を含め大遠足、ジュニアクラブ、リフレッシュクラブ、いきいきクラブなど多数の教室を開催し、幼児から高齢者まで幅広くスポーツ活動事業の普及に努めました。	庁内を含め、他の団体と情報を共有できるように勤め、効果的な事業展開を図ります。

健康診査の推進	
事業の内容	
生活習慣病の早期発見のための健康診査の充実を図り、その結果に基づき必要な生活改善指導及び、治療に結びつけます。また、受診者増加のための啓発活動を強化します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>特定健診や各種がん検診、骨粗しょう検診を実施し、生活習慣病の早期発見、早期治療に結びつけました。</p> <p>(H23各種健診受診数：特定健診781人、胃がん668人、肺がん681人、大腸がん865人、子宮がん269人、乳がん623人、骨粗しょう症142人)</p>	生活習慣病の早期発見のための健康診査の充実を図り、その結果に基づき必要な生活改善指導及び、治療に結びつけます。また、受診者増加のための啓発活動も強化します。

国民健康保険外来人間ドック事業	
事業の内容	
<p>国民健康保険の被保険者を対象に、健康の保持・増進のために、外来人間ドック事業を展開し、がんや心疾患、脳卒中など慢性的な生活習慣病の早期発見・予防に努めます。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>疾病の早期発見・早期予防及び健康管理のため、国民健康保険加入者で30歳以上の方を対象に人間ドックを実施しました。</p> <p>平成22年度からは特定健診との同時に実施しました。</p>	<p>30歳代加入者の若年層に対する健康診断として有効に活用していくため、対象者への周知啓発活動を強化していきます。</p> <p>一方で集団健診に抵抗のある40歳以上加入者の健診の選択肢となっていることから、対象者の設定を含め費用対効果を検証したうえで、実施を検討していきます。</p>

基本方向3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

男女がともに社会のあらゆる分野に参画し、就労や社会活動を続けるためには、高齢者を社会全体で支えていく考えに立ち、ケア体制の充実を図るとともに、これまでの固定的な役割分担意識を改め、家族の一員として男女がともに介護を担うことが必要です。

そのため、介護の社会化を進めるとともに、関係機関と連携しながら企業や労働者へ介護休業制度の周知・啓発を推進し、また男女がともに担う介護の意識が高まるよう、社会全体における現状の課題への理解や、問題意識の共有を促進し、社会的気運の醸成に努めます。

地域社会における高齢者の生きがい学習・リーダー養成講座の促進	
事業の内容	
<p>高齢者を対象とした「あかしあ大学」を、「生きがい」「交流」「ふれあい」の場、更にリーダー養成の場としての更なる機能の充実を図ります。</p> <p>また、地域における社会参加活動を総合的に実施している老人クラブ活動の推進を図ります。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>指定管理事業として「あかしあ大学」を開校し実施しました。</p>	<p>受講生の意見を取り入れながら、本来の趣旨である「生きがい」「交流」「ふれあい」の場を提供していかなければならないものと考えています。聴講生制度を取り入れ、卒業生の再入学を図り受講生を増やすことも検討しています。</p>

国民年金相談	
事業の内容	
<p>安定した老後生活を送るため年金に関する相談業務を充実します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>年金記録問題による相談が減少しましたが、市として従来どおりの相談業務と年金制度の周知などについて、日本年金機構留萌年金事務所と連携を図りました。</p>	<p>相談件数が一時期より減少したとはいえ、日々の相談業務は相談者ごとに状況が異なるため、恒常的な対応に努め、日本年金機構留萌年金事務所との連携を図ります。</p>

介護保険制度についての周知	
事業の内容	
介護保険制度についての趣旨や要介護認定・サービスの利用方法について、広報誌及びリーフレットなどにより周知を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
介護保険制度についての「出前トーク」を実施し、公共性の高い施設にリーフレットを配布し制度の周知を図りました。	「出前トーク」の実施、リーフレットの配布による周知活動を継続するとともに、ホームページを活用した情報提供を行います。

高齢者の在宅福祉サービスの充実	
事業の内容	
高齢者に対する各種サービスの推進により、高齢者が安心して暮らせるよう生活支援を充実します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
障がいのある65歳以上の高齢者が介護サービスだけでは足りない部分や介護サービスにないものについて、障害福祉サービスで補うことで、生活支援の充実を図りました。	障がいについて、平成25年度から障害者総合支援法により対応します。

社会福祉施設などの整備と充実	
事業の内容	
施設を利用する人々の多様なニーズに対応するため、シルバーハウジングや在宅での生活を支援する施設などの整備を推進します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
認知症高齢者が増加しており、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、グループホームの整備を行い、また、在宅での生活を支援するため各関係機関と連携を図りました。	高齢者のニーズを把握し、適切な介護施設の整備を行い待機者の解消を図るとともに、在宅介護者の支援強化も行っていきます。

高齢者の在宅介護に関する相談体制と情報提供の充実	
事業の内容	
<p>高齢者やその家族が身近なところで在宅介護に関する相談ができ、また、保健福祉サービスが総合的に受けられるように、関係機関との連絡調整や情報提供を行うなどの機能を持った、在宅介護支援センターを整備充実することで、深刻な問題になっている介護の負担を軽減するように努めます。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>平成18年度の介護保険法の改正により、それまで在宅介護の相談窓口として機能していた在宅介護支援センターを閉所し、高齢者の生活を支える総合機関として同年4月に地域包括支援センターを設置しました。</p>	<p>周知活動に取り組み、在宅介護だけではなく、高齢者の総合相談窓口として機能を図っていきます。</p>

障がい者の在宅福祉サービス事業	
事業の内容	
<p>障がい者が、住み慣れた家庭や地域で安心して生活し、生活の質の向上を図るため、ホームヘルプ、デイサービスや配食サービスなどを充実するとともに、介護者の負担減を図るため、ショートステイや訪問入浴サービスなどの充実に努めます。また、これらの在宅福祉サービスの利用援助を図るとともに、各種の社会資源活用に向けての支援や、ピアカウンセリングを行う身近な総合相談を実施するなど、障がい者の生活を側面から支援します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>平成18年10月に施行された障害者自立支援法に基づき、サービスの体系が変わり、障がいの程度によりサービスを受けることになりました。また、市の総合相談窓口、留萌圏域障がい者総合相談支援センターうえるにおいて、障がい者の相談等について支援を行ないました。</p>	<p>これまでと同様に障がい者が、住み慣れた家庭や地域で安心して生活し、生活の質の向上を図るため、ホームヘルプ、デイサービスや配食サービスなどを充実するとともに、介護者の負担減を図るため、ショートステイや訪問入浴サービスなどの充実に努めます。また、これらの在宅福祉サービスの利用援助を図るとともに、身近な総合相談窓口として障がい者の生活を側面から支援します。</p>

心身障害児総合療育相談事業	
事業の内容	
<p>医療・保健・福祉・教育などの関連機関が相互に連携を図ることにより、乳幼児の身体面や精神面での発達の遅れや障がいを早期に発見し、治療・訓練・保育などを行い、子どもの発達を最大限に促します。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>乳幼児の身体面や精神面での発達の遅れや障がいについては、は一とふるで実施する健診等で早期に発見し、障がい児等については幼児療育通園センターで対応しました。</p>	<p>乳幼児健診や医療・保健・福祉・教育などの関係機関との連携のもと乳幼児の身体・精神面の発達の遅れや障がいを早期に発見し、療育相談・治療・保育などを行い、子どもの発達を支援します。</p>

基本方向4 相談・支援機能の充実

社会環境の変化等により、男女共同に関わる問題は広く多岐にわたっており、相談内容も多様化しています。男女がともに自立し、充実した生活を送るためには、自らが考え行動することが大切です。

子育てや介護、就業などの様々な相談に対応するために、関係機関等と連携・協力して、相談機能や支援体制の充実を図ります。

生活相談の充実	
事業の内容	
民生児童委員及び関係機関との連携を密にし、生活相談事業の充実を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
毎月理事会を開催し、民生児童委員とは情報を共有するように努めており、民生児童委員や社会福祉課及び社会福祉協議会との連携により、相談に対応しました。	民生児童委員及び関係機関との連携を密にし、生活相談事業の充実を図ります。

家庭児童相談・母子相談事業	
事業の内容	
家庭相談員及び母子自立支援員を設置し、様々な相談に応じて助言や他機関への紹介及び保護を行い、問題解決を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
こども課内の家庭児童相談室に相談員を配置し、相談体制の整備を図りました。	家庭相談員や母子自立支援員の研修機会を確保し、相談者の状況に応じた相談対応、情報提供などが図られるように努めます。

第4章 総合的な推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と市役所がそれぞれ主体的に推進を図り、また、国や北海道、他自治体や民間団体などと必要な連携を図ることで本計画の推進を図ります。

① 庁内における推進

本計画を総合的かつ効果的に推進し、市役所内部の関連部課との連携を図るために、推進会議を設置し、また、各施策の実施にあたっては、関連部課との情報の共有など、効果的な取組みに努めます。

留萌市男女共同参画推進会議の運営	
事業の内容	
男女共同参画のいプランに係わる施策を総合的、効果的に推進するため、庁内の横断的組織である推進会議を運営します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
平成17・18年度に会議を開催しました。それ以降は一堂に会しての協議はありませんが、担当課において検証作業を実施しました。	本計画の庁内運営にあたり、総合的・効果的な推進を図ります。

② 国、北海道、他市町村との連携

本計画の推進にあたり、必要に応じて国や北海道に要請を行うとともに、他自治体や民間団体等とも連携を図りながら、効果的な取組みに努めます。

国・道・他市との連携	
事業の内容	
国・道・他市・関係機関との連携を図り、男女共同参画社会の形成に関する情報を収集し、効果的な施策の推進を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
国・道・他都市・関係機関からの情報を、公共施設への情報揭示や女性団体、女性議員へ提供に努めました。	国・道・他都市・関係機関からの情報提供の充実を図ります。

③ 市民、団体等との連携

本計画に基づく施策の推進状況や関連施策等について、幅広い市民意見の反映と連携協力を図りながら、推進に努めていきます。

留萌市男女共同推進会議の運営	
事業の内容	
男女共同参画社会の形成に向けた提言や課題に対する調査・研究・審議など、市民や企業、市民団体などの声を反映させる機関を設けます。	
これまでの実施内容	今後の方向性
「プランを進める市民懇話会」を設置し、平成15～16年度にわたり12回会議を開催しました。 その後は役目を終え解散しました。	計画進行管理委員会を設置し、定期的に計画の進捗状況や課題点などを検証し、効果的な計画の推進を図る。

女性団体などとの連携	
事業の内容	
男女共同参画を推進していくための活動を自主的に行っている市内の女性団体及び関係団体と連携を図るとともに、情報提供などの必要な支援を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
女性ネットワーク・るるとの懇談の場や情報提供など、積極的に連携してきました。	市内の女性団体及び関係団体との連携の強化を図るとともに、男女共同参画を推進するための必要な支援を行います。

活動拠点の充実	
事業の内容	
行政と市民が連携し交流するなど、女性センターを核とした活動拠点の充実を図ります。	
これまでの実施内容	今後の方向性
働く婦人の家を活用した交流事業などにより活動拠点の充実を図りました。	地域の交流事業の活動拠点として、働く婦人の家などの活用の充実を図ります。

④ 推進管理

本計画で掲げる基本目標や基本方向の実現に向けて、国や北海道の男女共同参画の現状や問題点について把握に努め、各施策の総合的かつ効果的な推進体制の充実を図るとともに、計画の取り組み状況を管理し、総合的な推進を図ります。

広報誌・インターネットなどを活用した啓発	
事業の内容	
男女共同参画週間における特集記事をはじめ、講演会各種イベントのお知らせなどを広報誌やホームページなどの様々なメディアを活用して、計画を推進のための市民啓発を行うとともに、性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の必要性などを啓発します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
講演会開催の案内や強調月間について広報誌へ掲載し周知しました。また、ホームページ・FMもえるを活用し啓発活動を実施しました。	あらゆる媒体を活用して、男女共同参画に関する啓発を行います。

講演会などによる啓発	
事業の内容	
市民の意識啓発を図るために講演会を開催します。	
これまでの実施内容	今後の方向性
留萌振興局やエンパワーメント協議会が主催する事業を共催で開催しました。また、参加を促し啓発支援を行いました。	事業の開催により、更なる市民の意識啓発の充実を図ります。

企業対象の研修会・講演会などの開催	
事業の内容	
雇用者及び労働者を対象とするセミナーを開催するなどの啓発を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
市の広報誌及びホームページ等を活用しながら啓発活動を実施しました。	国・道・関係機関などと連携しながら雇用者及び労働者を対象としたセミナー等を開催するなど、啓発活動を推進します。

各種人材養成講座に関する情報提供	
事業の内容	
各種人材養成講座の情報収集に努め、情報提供を行います。	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>平成19年度に南留萌地域通年雇用促進協議会を創設し、季節労働者（男女年齢問わず）を対象としたスキルアップ講習を実施しました。</p> <p>平成22年度から中小企業活性化事業（業務委託）において、接遇セミナーを実施しました。</p>	各種人材養成講座の情報収集に努め、情報提供を行います。

人材育成奨励事業	
事業の内容	
<p>活力に満ちたまちづくりを推進するため、広い視野と創造性豊かな人材の育成を図ります。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>人材の育成には至っていませんが、積極的に活動している団体との情報交換を通じて、人材の発掘に取り組みました。</p>	<p>活動団体との情報交換や情報提供を通じて、人材の発掘・育成に努めます。</p>

市民活動団体の紹介	
事業の内容	
<p>行政と市民のパートナーシップを確立するため市のホームページ上で、まちおこしに関わる元気な市民団体を紹介していきます。</p>	
これまでの実施内容	今後の方向性
<p>市のホームページで市民活動団体を紹介しました。</p>	<p>ホームページや広報誌などを通して、市民活動団体の取り組みなど、情報提供の充実を図ります。</p>